

地域移行支援・地域定着支援の取組をサポートします



県内の精神科病院や相談支援事業所における地域移行支援・地域定着支援の取組をサポートする「宮城県地域移行推進体制整備事業補助金」です。ぜひ、ご活用ください！

県全域（仙台市を除く）に対象が広がりました！

1. 目的

精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築を推進し、地域共生社会を実現するために、県内の精神科病院や相談支援事業所が取り組む、精神疾患や精神障害を有する者の地域移行支援・地域定着支援にかかる人材確保や人材育成を推進することを目的としています。

2. 補助対象

宮城県内（仙台市を除く）に所在する 精神科病院 及び 相談支援事業所

3. 補助事業内容

(1) 人材確保事業

補助事業者	令和6年10月1日時点において「療養生活継続支援加算」を算定していない精神科病院
補助内容	精神科病院が「療養生活継続支援加算」を算定するために新たに採用した専任の精神保健福祉士の人件費
対象経費	報酬、賃金、給料、職員手当、共済費、通勤手当、旅費
補助率	10/10
補助限度額	3,500,000円

(2) 人材育成事業

補助事業者	精神科病院、相談支援事業所
補助内容	地域移行支援・地域定着支援にかかる職員の知識・技能の習得や維持のための人材育成経費 ①自所属内で実施する研修・セミナー等 ②自所属外で実施する研修・セミナー等
対象経費	報酬、賃金、給料、職員手当、報償費、謝金、旅費、需用費、食糧費、役務費、使用料及び賃借料
補助率	10/10
補助限度額	150,000円

4. 交付対象期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

問合せ先：宮城県保健福祉部精神保健推進室

Tel：022-211-2518 Mail：seishin-se@pref.miyagi.lg.jp

5.令和8年度スケジュール

No.	項目	各種締切日
①	所要見込額の提出	令和8年5月29日(金)まで
②	補助金交付申請書の提出	令和8年6月30日(火)まで
③	補助金交付決定	令和8年8月中
④	交付申請事業の実施・完了	令和9年3月31日まで
⑤	事業実施報告書の提出	①事業完了日から1か月以内または ②令和9年4月20日まで(①②のいずれか早い日)
⑥	額の確定・補助金の交付	事業実施報告書提出後

6.Q&A

A1.	交付申請書と事業実施報告書の両方の提出が必要となります。事業実施報告書の提出は補助金交付決定後にご提出いただけます。
Q2	実際の支払額が交付決定時の金額より増えてしまったが、補助金は増額(変更)してもらえるか。
A2.	交付決定後は、原則として増額変更は認めておりません。ただし、実際の支出額が減額する場合には、精算した上で補助金額を確定します。
Q3.	領収書やレシート等が無い支払いについても補助金の交付は可能か。
A3.	支払いを証明できないものについては、金額にかかわらず申請できません。実施した事業の支払いを証明する書類等については事業実施報告まで大切に保管願います。
Q4.	対象経費の支払いはクレジットカードや電子マネー、二次元バーコードなど、現金以外の方法も可能か。
A4.	対象経費の支払いは、クレジットカードや電子マネー、二次元バーコードなど現金以外の方法も可能です。この場合も必ずレシートなどの支払いを証明する書類を発行してもらい、事業実施報告書に添付ください。
Q5.	補助金はいつ交付されるのか。
A5.	事業完了後に、事業実施報告書を提出していただき、県の審査後に、支払います。 ※必要に応じて、事業実施報告書提出前の概算払いも可能です。

問合せ先：宮城県保健福祉部精神保健推進室

Tel : 022-211-2518 Mail : seishin-se@pref.miyagi.lg.jp